

船舶事故等調査報告書

平成23年1月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第164号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年5月8日 15時40分ごろ	
発生場所	広島県尾道市尾道系崎港 尾道系崎港吉和西防波堤灯台から真方位260°500m付近 (概位 北緯34°23.7′ 東経133°09.5′)	
事故等調査の経過	平成22年10月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 引船 第五福重丸、18トン 270-45274 広島、個人所有</p> <p>B 台船（船名不詳）、400トン（積トン数） なし、所有者不明</p>	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A船のプロペラに曲損及び欠損	
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗船し、船首約1.2m、船尾約2.8mの喫水で、船首尾が約0.8mの等喫水のB船を押して尾道系崎港内で着岸作業中、平成22年5月8日15時40分ごろ、A船船尾が浅瀬に乗り揚げた。	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の初期、潮流 約1ノットの東流、潮高 約1.5m</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、尾道系崎港内においてB船を押して着岸作業中、岸壁近くに浅瀬があることを知らなかったことから、A船の船尾が浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、A船が、尾道系崎港においてB船を押して着岸作業中、岸壁近くに浅瀬があることを知らなかったため、A船の船尾が同浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	